

(参考) 全項目における取組実施状況

【改革の柱1】地域社会における住民自治の拡充			
I 地域コミュニティの活性化	ア 人と人とのつながりづくり		①人と人とのつながりづくりのための取組への支援
	II 地域課題解決に向けた活動の活性化	ア 地域に根ざした活動の活性化(地縁型団体)	①自治会、町内会単位(第一層)の活動への支援 ②地域リーダーの活躍促進 ③気軽に活動に参加できる機会の提供 ④ICTを活用したきっかけづくり ⑤委嘱制度の再検討 ⑥補助金についての理解促進 ⑦活動の目的の再確認 ⑧市民活動総合ポータルサイトの充実 ⑨活動への参加促進
イ 地域を限定しない活動の活性化(テーマ型団体)		①各区におけるテーマ型団体への支援窓口の設置 ②ICT利活用による市民協働のきっかけづくり(II-アの取組④の再掲)	
III 多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進	ア 地域活動協議会への支援	①活動の活性化に向けた支援	①地域実情に応じたきめ細かな支援 ②地域活動協議会の認知度向上に向けた支援 ③地域活動協議会に期待する準行政的機能の趣旨についての理解度向上
		②総意形成機能の充実	①地域活動協議会の認知度向上に向けた支援(III-ア-①の取組②の再掲) ②地域活動協議会に期待する総意形成機能の趣旨についての理解度向上 ③総意形成機能を発揮するために備えておくべき要件の確認など
	イ 多様な主体のネットワーク拡充への支援		①様々な活動主体の情報収集 ②企業等とのネットワークの積極的な活用 ③交流やコーディネート場の場づくりなど ④地縁型団体への情報提供など
IV 多様な市民活動への支援メニューの充実	ア 市民活動に役立つ情報の収集・提供		①市民活動支援メニューの充実 ②「市民活動総合ポータルサイト」の活用促進による情報提供の充実
	イ 地域の実態に応じたきめ細かな支援		①まちづくりセンター等による支援についての評価基準の設定と支援内容の見直し ②派遣型地域公共人材の活用方策の明確化、活用促進と活用事例の共有
	ウ 市民活動の持続的な実施に向けたCB/SB化、社会的ビジネス化の支援		①CB/SB化、社会的ビジネス化支援チームの結成
【改革の柱2】区長の権限・責任の拡充と区民参画のさらなる推進			
I 区長の権限の明確化	ア 区CM制度の趣旨に即した運用の徹底		①区CM制度の趣旨に即した運用の徹底に向けた職員の意識啓発
	イ 「ニア・イズ・ベター」に基づく分権型教育行政の効果的な推進		①分権型教育行政に関わる制度、役割などの明確化・職員、校長への分権型教育行政についての理解促進
II 区間連携の促進	ア 複数区による区CM事業の実施のためのルール化		①複数区による区CM事業の実施のためのルール化
	イ 共通して取り組むことでより効果の上がる取組の全市展開		①事業選定の際のルール化及び各区の検討・実施状況や実施しない理由の見える化
	ウ 区長会議の運営についてのさらなる改善		②区長会議での決定事項の進捗管理や情報発信の強化
III 区民が区政運営に参加・参画する仕組みのさらなる充実	ア 区における住民主体の自治の実現		①区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施 ②区政会議と地域活動協議会との連携
	イ 多様な区民の意見やニーズの的確な把握		①意見やニーズの把握手法の多角化
IV 区民サービスの向上と効率的な区行政の運営	ア さらなる区民サービスの向上		①区民に身近な総合行政の窓口としての機能の充実 ②庁舎案内や窓口サービスにおけるサービス向上 ③区政情報の発信
	イ 効率的な区行政の運営の推進		①区役所事務についての標準化・BPRの計画的推進 ②各区による自主的・自律的なPDCAサイクル徹底の促進
			実施率



大阪市 市政改革室 改革プラン推進担当

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0

TEL 06-6208-9885

FAX 06-6205-2660

Eメール [ac0015@city.osaka.lg.jp](mailto:ac0015@city.osaka.lg.jp)